

関市公共施設等総合管理計画及び関市公共施設再配置計画改定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、関市公共施設等総合管理計画及び関市公共施設再配置計画改定業務委託の受託者選定について、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に評価し、契約の相手方として最も適切な事業者を選定するため、関市公共施設等総合管理計画及び関市公共施設再配置計画改定業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 関市公共施設等総合管理計画及び関市公共施設再配置計画改定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「関市公共施設等総合管理計画及び関市公共施設再配置計画改定業務委託仕様書」参照
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和10年3月31日まで
- (4) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5) 予算上限額 2カ年で10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
各年度の上限額
令和8年度 5,000,000円、令和9年度 5,000,000円

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本プロポーザルの公告日において、関市競争入札等参加者名簿に登録されていること（未登録の場合は、参加申込みの日までに関市競争入札等参加資格申請をすること。）。
- (2) 本プロポーザルの公告日から契約締結の日までの間に、関市競争入札参加者資格停止措置要領（平成7年関市告示第77号）の規定による入札参加者資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 関市暴力団排除条例（平成24年関市条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）において官公庁

(関連団体を含む。)が発注する公共施設等総合管理計画その他公共施設マネジメントに関する類似業務について受託した実績があること。

4. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。ただし、本市の都合により変更する場合がある。

- (1) 公告日
令和8年4月22日(水)
- (2) 質問書の提出期限
令和8年5月1日(金) 17時
- (3) 質問に対する回答
令和8年5月15日(金) までに回答
- (4) 参加申込書等の提出期限
令和8年5月20日(水) 17時
- (5) 参加資格審査結果通知
令和8年5月22日(金)
- (6) プレゼンテーション開催日
令和8年6月3日(水)(予定)
- (7) 審査結果通知
令和8年6月上旬(予定)
- (8) 契約締結
令和8年6月中旬(予定)

5. 質疑応答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書(様式2)を次のとおり提出すること。

- (1) 質疑応答期間
令和8年4月22日(水) から令和8年5月1日(金) 17時まで
- (2) 質問方法
「13. 問い合わせ先」の事務局(以下「事務局」という。)に持参、郵送又は電子メールで提出すること。電子メールの場合は、件名に「関市公共施設等総合管理計画及び関市公共施設再配置計画改定業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問(事業者名)」と記載すること。
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、令和8年5月15日(金) までに、質問者を非公開の上、関市ホームページにおいて公開する。

6. 参加申込み及び参加資格審査

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）・・・（1部）

イ 企画提案書等提出届（様式3）・・・（1部）

※ 共同企業体の場合は共同企業体（事業者一覧）（様式3-2）も提出

ウ 会社等の概要（様式任意）・・・（1部）

エ 業務実績（様式4）・・・（1部）

他の地方公共団体における公共施設等総合管理計画やその他公共施設マネジメントに関する類似業務の受託実績を記載すること。また、業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

参考資料として、上記記載の各受託業務に係る成果品を添付すること。

オ 業務実施体制（様式5）・・・（1部）

業務の実施体制、分担業務及び工程等の内容を記載すること。

カ 予定技術者の経歴（様式6）・・・（1部）

管理技術者及び照査管理技術者の氏名、経歴、実績等について記載すること。

保有資格は、資格を証明する証書（写し）・・・（1部）を添付すること。

同種又は類似業務経歴については、同項エで掲げた業務を最大3件まで記載すること。

管理技術者、照査技術者について、それぞれ1名以上を配置すること。

キ 企画提案書（様式任意）・・・（原本1部、コピー10部）

提案書の作成にあたっては、別紙「仕様書（案）」を参考とし、本業務の趣旨を理解した上で次の事項について簡素にまとめること。なお、プロポーザルにおいて最適な受託候補者を選定するために必要な提案を求めるものであり、具体的な数値や根拠等を求めるものではない。

① 関市の現状（課題整理）

現計画の内容を踏まえ、本市の公共施設の状況や財政状況等から課題と考えられることを整理すること。

② 実施方針

中長期的な維持管理・更新等に係る財政負担見通しと、財源見通しとの対比により明らかとなる不足額又は財政ギャップの解決方法を示し、適切と考える数値目標（KPI）の設定方法について提案すること。

各施設の方向性（統廃合、廃止、譲渡等）の決定方向について提案すること。

③ 関市公共施設等総合管理計画及び関市公共施設再配置計画改定版の構成

関市公共施設等総合管理計画及び関市公共施設再配置計画を改定し、統合した場合の構成イメージを提案すること。

④ 実施スケジュール

業務全体のスケジュールや具体的な作業の順番、実施時期について提案すること。

⑤ 独自の提案

民間事業者ならではのアイデアや、実績等を活かした独自性・先進性について提案すること。

ク 見積書・・・（1部）

本件委託に係る見積書を作成し提出すること（宛先は関市長とすること。）

また、その内訳を添付すること（内訳の記載について様式は問わないが、年度ごとの内訳を明記すること。）

当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は評価対象から除外する場合がある。

(2) 提出書類受付期間

令和8年4月22日（水）から令和8年5月20日（水）まで
（同日午後5時15分までに必着）

※ 提出書類に関する指定事項

提出書類は、原本のみフラットファイル（A4版）に左綴じし、キに記載する企画提案書コピー10部は、左側ホチキス止めとすること。

(3) 事務局に持参又は郵送により提出すること。

(4) 参加資格審査

提出された書類を基に参加資格について審査し、その結果を申込者に対して参加資格審査結果通知書（様式8又は様式9）により通知する。

7. プレゼンテーション

(1) 実施日

令和8年6月3日（水）（予定）
（時間及び場所については、参加者に別途連絡する。）

(2) 実施方法

ア 持ち時間は、説明20分以内、質疑応答10分以内とする。

イ 出席者は、3名以内とし、管理技術者となる方は、必ず出席してください。

ウ プレゼンテーションの実施順序は、参加申込書の提出の受付が最も遅かったものから順とする。

エ プレゼンテーションの実施にあたり、備品等を使用する場合は、事前に事務局に報告することとし、備品等は全て参加者が用意すること。（プロジェクター、スクリーンは本市で用意するが、パソコンは持参すること。）

オ プレゼンテーションに欠席し、又は遅刻した場合は、審査の対象としない。

8. 審査方法

本プロポーザルの受託候補者の選定にあたっては、本市が別に定める関市公共施設総合管理計画及び関市公共施設再配置計画改定業務委託公募型プロポーザル審査要領に基づき審査するものとする。

9. 審査結果

(1) 審査結果は、企画提案者に対しプロポーザル審査結果通知書（様式10）により通知する。

(2) 審査結果は、受託候補者以外の参加者の法人名を伏せた上で、市ホームページにおいて公表する。

(3) 審査結果について不服申立て等は認めない。

10. 契約締結

- (1) 契約の締結にあたっては、審査された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者として選定された者と市が協議及び調整を行い、契約締結に向けて交渉するものとする。
- (2) 交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次の順位の企画提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。
- (3) 受託候補者として選定された者が、「11. 失格事項」に該当することが判明した場合、選定を取り消すこととする。その場合、次の順位の企画提案者と交渉を行うこととし、以下同様とする。

11. 失格事項

受託候補者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 受付期間内に所定の書類等を提出しなかった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が「2. 業務概要」の「(5) 予算上限額」を超えている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為又は不正若しくは不誠実な行為があったと認められる場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合

12. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 各種書類の提出後は、提出書類に記載された内容について、本市の同意なく変更することは認めないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外に使用しないが、必要な範囲において複製する場合がある。
- (5) 提出書類は、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく公開請求により、公開する場合がある。
- (6) 参加申込書等を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

13. 問い合わせ先

【事務局】 岐阜県関市若草通3丁目1番地 関市役所 財務部管財課
電話番号 (0575) 23-7716
FAX (0575) 23-7744
メールアドレス kanzai@city.seki.lg.jp